

# 関島社会保険労務士事務所便り

2017年  
6月号

関島社会保険労務士事務所  
（墨田葛飾地区中小企業者組合）  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03 - 3609 - 7668  
HP：http://www.srseki.info



（芍薬）

## 知っておきたい「道路交通法」の改正内容

### ◆高齢従業員ドライバーがいる会社は要注意

今年3月より改正道路交通法が施行され、高齢運転者の交通安全対策が強化されました。

加齢による認知機能の低下に着目した「臨時認知機能検査制度」や「臨時高齢者講習制度」の新設、その他制度の見直し等が行われています。

これまで以上に免許の取消しや停止につながる可能性が大きくなる改正と言え、業務で運転をする高齢従業員や通勤で車を利用している高齢従業員がいる場合には、会社としても押さえておきたい内容であると思われます。

### ◆70歳以上の運転免許更新手続の改正

免許更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の方は、高齢者講習の合理化が図られ、これまでの3時間の講習が2時間となりました。

一方、75歳以上の方に行われる認知機能検査の結果に基づいて、「認知機能が低下しているおそれがある方」「認知症のおそれがある方」は、より高度化または合理化が図られた講習が実施されることになりました（改正前：計2時間→改正後：計3時間）。

### ◆各種制度の新設

75歳以上の運転免許を持っている方が「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の

違反行為」をした場合、臨時に認知機能検査を受けることとなりました（免許更新時における認知機能検査と同じ内容）。信号無視や横断歩道等における横断歩行者等妨害、徐行場所違反など18の違反行為が対象となります。

臨時認知機能検査は原則、配達証明による受講の通知を受けた日の翌日から1カ月以内に受けなければなりません。

検査の結果、「認知機能が低下しているおそれがある」と判定されると、臨時高齢者講習（実車指導60分+個別指導60分）を受けることとなります。

臨時認知症機能検査や臨時高齢者講習を受けないと、運転免許の取消または停止となってしまいます。

### ◆臨時適正検査制度の見直し

免許更新時および臨時の認知機能検査等で、「認知症のおそれがある」と判定された方は、臨時の適性検査を受けるか、認知症に関し専門的な知識を有する医師等の診断書の提出が必要となります。

その結果、認知症であると診断されれば免許取消し・免許停止となります。



# 自分や家族が入院、すぐ「限度額適用認定証」を

## ●高額療養費制度より便利

病気や怪我などで医療費の負担が大きくなった時のために、健康保険には「高額療養費制度」が用意されています。

しかし、高額療養費制度による医療費の払い戻しは、申請作業が必要なため、放置されている例も少なくありません。

そのため、急な入院などで、これから高額な医療費がかかることが分かっている場合には、まず「限度額適用認定証」を取得すると便利です。

「限度額適用認定証」を病院の窓口に表示すれば、請求される医療費が、高額療養費制度の自己負担限度額までとなり、支払う医療費を減らすことができます。すでに入院してしまっている場合でも、その月のうちに「限度額適用認定証」を取得して、病院の窓口に表示できれば、その月の医療費から自己負担限度額の範囲にできます。

## ●高額療養費制度の限度額が原則保障される

高額療養費制度の自己負担限度額は、下の表のように定められています。

例えば、現在の年収が500万円とすると、自己負担限度額は80,100円+α。しかも、4カ月目以降は44,400円に減額され、「限度額適用認定証」を取得していれば、月の医療費は約8万円以上にはなりません。

さらに、年収が370万円以下であれば、月の医療費は57,600円、4カ月目からは44,400円になります。

## ●「限度額適用認定証」の貰い方

「限度額適用認定証」は、各健康保険の窓口申請をして発行してもらいます。

- ➔国民健康保険 自分が住んでいる市区町村の国民健康保険の窓口へ申請します。
- ➔協会けんぽ 協会健保の各都道府県支部に申請します。
- ➔組合健保 各組合ごとに書式が異なり、ホームページを探してダウンロードしてください。

## ●「限度額適用認定証」の限界

「限度額適用認定証」を使っても、次のような制限があります。

- ・2つ以上の病院に同時にかかっている場合は、病院ごとに計算します
- ・同じ病院でも、内科などと歯科がある場合は、歯科は別に扱います
- ・1つの病院・診療所でも通院と入院は別計算です
- ・入院中の食事代や保険がきかない室料、差額ベット料および歯科の自由診療等は、支給の対象外です

したがって、1カ月の医療費が、いつも自己負担限度額以下になるわけではありません。それでも、通常の3割負担に比べれば、支払う医療費はずっと少なくなります。

大きな病気やケガでの入院のときは、まず「限度額適用認定証」と覚えておきましょう。

高額療養費制度の自己負担限度額

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3か月以上負担したとき
①	年収約1,160万円以上の人 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770~1,160万円の人 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満 国保:年間所得600万円超901万円以下	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370~770万円の人 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保:年間所得210万円超600万円以下	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	年収約370未満 健保:標準報酬月額28万円未満 国保:年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税	35,400円	24,600円

注意① ここでいう年間所得とは前年の総所得金額+山林所得金額+株式・長期(短期)譲渡所得金額等-基礎控除33万相当額。

② 「3か月以上負担したとき」とは高額療養費を申請する以前の直近12か月間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上あるときは4か月目から軽減されます。

# 中小企業における「働き方改革」 雇用対策あれこれ

## ◆中小企業の人手不足は今後も続く

来年度の新卒求人倍率は、全体で1.78倍、300人未満企業では6.45倍になると推計されており（リクルートホールディングスの調査）、来年度も売り手市場となり、中小企業での人材確保は厳しい状況が予想されます。

こうした中、商工中金から『中小企業の「働き方改革」に関する調査』の結果が公表されました。この調査は、人手不足への対応にもなると注目され、「働き方改革」で議論されている各取り組み・制度について、中小企業の導入・実施の状況等を調査したものです

（10,022社が対象、有効回答数4,828社）。

調査結果からは、全体的な状況として雇用が不足しているとする企業が58.8%を占め、飲食業・建設業・情報通信業・運輸業等が特に不足していることがわかります。

## ◆「働き方改革」について

働き方改革で注目されている12の取り組みについて、「シニア層の活用」「子育て世代の支援」は過半数がすでに導入・実施していますが、「在宅勤務」「サテライトオフィス」「副

業・兼業の容認」の導入・実施は1割未満でした。

### ＜注目される12の取り組み＞

- ① 長時間労働の管理・抑制への取り組み
- ② OJT・OFF-JTなど、社員教育の制度
- ③ 資格取得・通信教育への補助金などの自己啓発の支援
- ④ 在宅勤務制度
- ⑤ 勤務先や移動中におけるパソコン等を活用した勤務制度（モバイルワーク）
- ⑥ サテライトオフィス勤務制度
- ⑦ 副業・兼業の容認
- ⑧ 定年延長など、シニア層活用の制度
- ⑨ 育児休業や短時間勤務など、子育て世代支援の制度
- ⑩ 妊娠・出産期の女性支援の制度
- ⑪ 介護休業など、介護離職防止の制度
- ⑫ 外国人労働者活用の制度

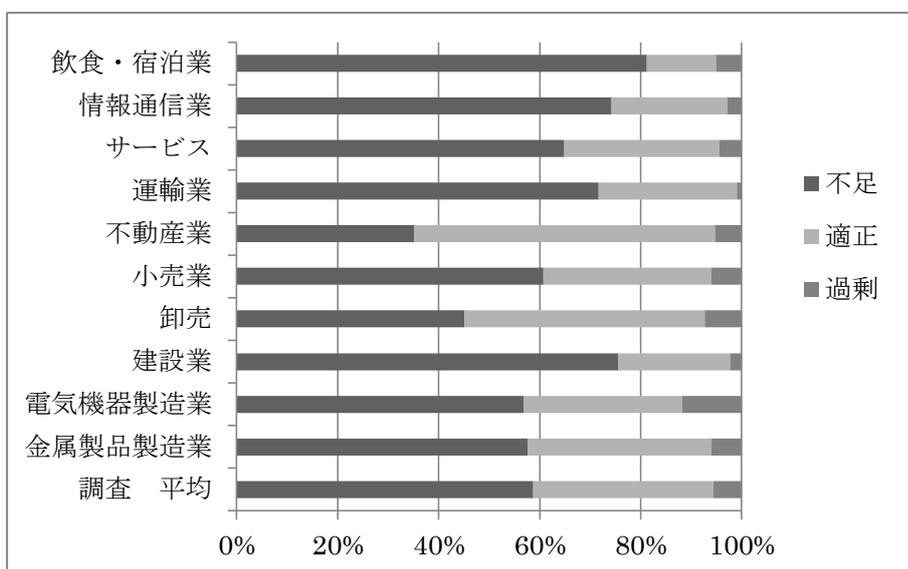
## ◆どこまで対応すべきか？

これからの時代を乗り切るためには、自社でできる対応があるのか、どの程度できるか等の検討をいち早く始めるべきでしょう。

### 業種別雇用の過不足

（商工中金 2017.1 調査結果）

業種	不足感(%)
飲食・宿泊業	81.2
情報通信業	74.3
サービス	64.9
運輸業	71.7
不動産業	35.1
小売業	60.7
卸売	45.2
建設業	75.5
電気機器	56.9
金属製品製造業	57.7
調査平均	58.8



**●トラック運賃適正化に向けた提言まとまる**

国土交通省は1日、総合物流対策大綱の素案となる提言をまとめ、トラック運送業の事業環境改善に乗り出す。10月にも運賃の規定を定めるトラック運送約款の規定を改正し、待機時間や積み込みなどの規定を加えて運賃の適正化を促す。企業間の配送を行うトラック運送業と軽トラック運送業計約22万社が対象。(6月2日)

**●解雇の金銭解決先送り**

厚生労働省の「透明かつ公正な労働紛争回けるシステム等の在り方に関する検討会」は、29日、不当解雇の金銭解決に関する報告書をまとめたが、労使で意見の隔たりが大きく、明確な制度の方向性は決められなかった。今後は、議論の結果を労働政策審議会に報告し、法整備に向けた話し合いを始めるが、議論の着地点は見えていない。(5月30日)

**●障害者の法定雇用率 来春2.2%に引上げ**

厚生労働省は、企業に義務付けている障害者の法定雇用率を、来年4月に現在の2.0%から2.2%に引き上げることを決めた。就労環境の整備状況を見つつ2020年度末までには、さらに2.3%に引き上げる。来年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることによる措置。義務付けの対象となる企業規模を、現在の従業員50人以上から、45.5人(短時間労働者を0.5人に換算)以上に見直すことも決めた。(5月30日)

**●ハイヤー運転手の待機時間は「労働時間」**

2015年に病死した神奈川県の高齢ハイヤー運転手の男性(当時63)について、東京労働局が待機時間を「休憩」とみなして遺族の労災申請を退けた新宿労働基準監督署(東京)の決定を取り消し、労災と認めていたことがわかった。東

京労働局は運転業務が早朝や深夜に及んでおり、車内や待機スペースで待つ間も移動先の下調べなどをしていて労働時間とすべきだと指摘。死亡前の半年間は月平均約150時間の時間外労働をしていたと認定した。(5月27日)

**●「民法改正案」が成立**

民法改正案が、26日午前の参議院本会議で成立した。企業や消費者の契約ルールを定める民法の規定(債権法)を制定以来120年ぶりに見直すもので、改正項目は約200に上る。法定利率の年5%から年3%への引下げと3年ごとの見直し、未払い金を請求できる時効期間の5年への統一などが盛り込まれている。公布から3年以内に施行される。(5月26日)

**●「介護保険改正」現役並み所得者3割負担**

現役世代並みの所得がある高齢者が介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を引き上げる介護保険法などの改正法が、26日の参議院本会議で可決、成立した。2018年8月から一部の利用者の負担割合が2割から3割に引き上げられる。また、今回の改正に伴い40~64歳の現役世代で収入が多い人の介護保険料負担も増すこととなる。(5月26日)

**●労働法令違反で書類送検の企業をHP公表**

厚生労働省は、労働関係法令違反の容疑で書類送検された企業名を同省のホームページで公表した。2016年10月から今年3月までに書類送検された334社を掲載しており、各労働局が公表したものが一覧になっている。掲載期間は1年で随時更新する。(5月10日)

